

産業廃棄物等収集運搬及び処分業務共通仕様書

令和 8～9 年度

大阪府北部流域下水道事務所

第1章 共通事項

(適用)

第1条 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、大阪府北部流域下水道事務所（以下、「発注者」という。）が発注する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下、「産業廃棄物等」という。）（焼却灰、焼却炉抜取珪砂、しさ、沈砂、沈砂しさ、脱水ケーキ、汚泥、特別管理ダスト、中間処理ダスト、廃油及び廃プラスチック等）の収集運搬及び処分業務について適用する。

2 共通仕様書に特に定めがない事項については、「委託役務業務必携」（大阪府都市整備部）及び「土木請負工事必携」（大阪府都市整備部）の規定によるものとし、原則として契約前の入札公告（随意契約による場合は見積り依頼）時における本共通仕様書交付開始日での最新版を適用するものとする。ただし、それ以降に改正等があった場合は、契約期間中に受発注者間で協議の上、必要に応じて最新版の適用に代えるものとする。ただし、管理技術者に2級施工管理技士または、これと同等以上の有資格者であることは求めない。

なお「委託役務業務必携」及び「土木請負工事必携」は、大阪府都市整備部ホームページ（以下のURL参照）に掲載している。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>

3 受注者は、契約書、共通仕様書及び特記仕様書に基づいて業務を行うこと。

(業務の実施)

第2条 水みらいセンター外については現在稼動中であるので、本業務の実施にあたっては稼働中の設備の運転に支障なきよう、発注者と十分協議すること。

(遵守事項)

第3条 受注者は、業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法」という。）、その他の関係法令等を遵守しなければならない。

2 受注者は、必ず公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「JWNET」を介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み（以下「電子マニフェスト」という。）を利用しなければならない。

3 受注者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分に先立ち、電子マニフェストの公開確認番号を大阪府に通知しなければならない。

4 電気通信回線の故障や天災等、受注者の責によらないやむを得ない事由により電子マニフェストが利用できないときは、第2項にかかわらず、監督職員と協議の上、紙マニフェストの交付により行うことができるものとする。

(適正な業務の履行)

第4条 受注者は、関係法令を遵守し、適正に収集運搬及び処分を行うこと。また、受注者は、廃棄物処理の関係法令に従い、適正に履行すること。

(臭気等注意事項)

第5条 本業務の履行にあたり安全に注意をはらい、産業廃棄物等は臭気等が強いので収集運搬及び処分にあたっては、臭気等が外部にもれないように対策を実施すること。

(産業廃棄物等データシートと性状変化時の連絡)

第6条 産業廃棄物等の性状を記した廃棄物データシートを別紙に示す。

- 2 産業廃棄物等の性状変化が発生したときは、発注者より受注者へ迅速に連絡するものとする。
- 3 連絡体制は計画書の緊急連絡体制とする。
- 4 本業務の履行に際し産業廃棄物等の性状変化が発生し、対策の必要が生じた場合は、受注者は発注者と協議しその対策を迅速に行うものとする。

(損害賠償等)

第7条 本業務を実施することにより第三者に与えた損害については、受注者が負担するものとする。また、過失等により発注者の施設等を損傷させた場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従い受注者の責任において修復すること。

第2章 収集運搬業務

(搬入の確認)

第8条 搬入終了後、収集運搬業務の受注者は、電子マニフェストを利用し、搬入終了報告を行うこと。

(提出書類)

第9条 受注者は、業務着手に先立ち下記書類を各1部ずつ提出すること。

- (ア) 法第14条第1項または第14条の4第1項に係る許可証の写し
- (イ) 法第14条第1項または第14条の4第1項に係る許可申請書の写し(運搬車両一覧の写し)
- (ウ) 使用車両の自動車検査証の写し
- (エ) 車両運転手の運転免許証の写し
- (オ) 使用車両の写真(横(運転席側)及び後ろから写したもの)
- (カ) 使用車両の荷台寸法(荷台内寸法=幅・長さ・高さ・容量)
- (キ) 使用車両の空車車両の計量票(計量証明事業登録事業者発行のもの。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りではない。)
- (ク) その他発注者が要求するもの

第3章 処分業務

(産業廃棄物等処分施設の事故等による場合における処分の履行)

第10条 産業廃棄物等処分施設の事故等において処分が不可能となった場合、受注者は関係法令に基づき関係行政機関へ速やかに報告すると共に、発注者及び関係業者と早急に協議を行い、適切に本業務を遂行するためのあらゆる対策並びに処置を敏速に実施するものとする。

- 2 前項の対策及び措置を実施するにあたり本業務が履行できなくなった場合は受注者の責任にお

いて、履行するために措置を実施しなければならない。また、その場合、受注者において、本業務の処分を行う場合は、関係法令に基づいた手続きを行い適正に行うこと。

(処分の確認)

第 11 条 処分終了後、処分業務の受注者は、電子マニフェストを利用し、処分終了報告を行うこと。

(提出書類)

第 12 条 受注者は、業務着手に先立ち下記に示す書類を各 1 部ずつ提出すること。

- (ア) 法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項に係る許可証の写し
- (イ) 廃棄物処理の過程及び処理能力を記載した書類
- (ウ) 受注者が最終処分場と交わした契約書の写し
- (エ) 計量証明の事業者の登録証明書及び計量証明検査等の合格が証明できるもの
- (オ) その他発注者が要求するもの

安威川流域下水道 中央水みらいセンター
脱水ケーキ収集運搬処分業務（その３）の委託に係る単価契約

特記仕様書

（目的）

第１条 本業務は、安威川流域下水道 中央水みらいセンターより発生する産業廃棄物の収集運搬及び処分をするものである。

以下、本仕様書において大阪府北部流域下水道事務所を「発注者」とする。

（履行期間）

第２条 本業務の履行期間は令和８年６月１日から令和９年６月３０日までとする。

（搬出場所）

第３条 搬出場所（所在地）は、次のとおりとする。

（１）中央水みらいセンター 茨木市宮島三丁目地内

（運搬及び処分対象物）

第４条 本業務の運搬及び処分対象物は、中央水みらいセンターより発生する以下のものとする。

（１）概要

発生場所：中央水みらいセンター

名 称：脱水ケーキ

下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第１３条の４の規定により指定された汚泥ではない。

種 類：汚泥

性 状：性状が泥状で、臭気がある（強い）。

発生工程：下水汚泥をベルトプレス脱水機、遠心脱水機、スクリーンプレス脱水機により脱水処理したもの。

処 分 量：約２，２００ｔ

（降雨や流入する下水の状況、発注者の施設での緊急事態等により、数量は増減する。）

（２）廃棄物データシート（WDS）等

WDS：別紙のとおり

含水率：７７％ 程度

比重：０．６ｔ／ｍ３ 程度

（流入する下水の状況等により、含水率、比重は変動する）

（処分方法）

第５条 下水汚泥の有効利用を図るため、本業務の処分方法はセメント原料化等の中間処理(焼却、焼成、熔融いずれかの方法)とすること。また、中間処理残物を最終処分する際には関係法令を厳守して適切に行わなければならない。

（収集運搬の条件等）

第６条 収集運搬業務については、主な条件は下記のとおりである。

（１）原則、土日祭日を含む毎日の収集運搬が可能であること。

（２）原則、２４時間こちらの指定時間に収集運搬が可能であること。

（３）発注者の都合により急な収集運搬にも対応可能であること。

（４）収集運搬に際しては、道路交通法における積載量を遵守すること。

(処分場への搬入条件等)

第7条 受注者は、汚泥の処分場への搬入にあつては、搬入先の搬入条件を遵守すること。
主な条件は下記のとおりである。

- (1) 発注者の都合により急な処分にも対応可能であること。
- (2) 車両登録（搬入カードの発行）
- (3) その他処分場の指示事項があればそれに従うこと。
- (4) 初回搬入時までに、処分場と打合わせを行うこと。

(運搬経路)

第8条 中央水みらいセンターの運搬経路については、別紙に示す場内経路を通行したのち一般公道などを走行し、産業廃棄物処理施設へ搬入すること。

(業務内容)

第9条 業務の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 汚泥の積込み及び運搬日時は、発注者指定の日時とし、日・祝祭日についても平日と区別なくローテーションを行うものとする。なお、積込み開始時刻は、24時間可能であるので、受注者の搬出の都合によるものとする。
- (2) 発注者からの配車依頼書に記載の日時、台数、場所等により、受注者はその配車依頼書に基づき配車を行うこと。
- (3) 搬出場所への入退場について、場内の正門を施錠するため、20時から24時までは控えること。また、中央水みらいセンターへの入退場については、歩行者及び車両等に十分に注意すること。また、中央水みらいセンターへの入退場については、歩行者及び車両等に十分に注意すること。
- (4) 収集運搬車への廃棄物の積込操作は発注者が行うこととするが、受注者は積載時及び搬出時に飛散または落ちこぼれた廃棄物を運搬車両に積み込むとともに、その周辺の清掃を的確に行うこと。
- (5) 運搬にあたり、その経路途中（搬出機場内を含む。）においては、廃棄物が飛散または流出しないよう十分な措置を講じることとし、特に臭気が発生しないように消臭剤の散布及び車両洗浄についても十分な処置を講ずること。また、必ずシート等により荷台を覆蓋すること。なお、消臭剤及び洗浄用水は発注者が支給する。
また、道路交通法等の法規を遵守すること。（搬出機場内は20km/h以下で走行すること。）
- (6) 収集運搬時には、臭気・騒音・振動等に対する周辺対策を十分に施すこと。
- (7) 収集運搬した汚泥を適正に処分すること。

(積載物の認定量)

第10条 積載物の認定量は、産業廃棄物処分場内に設置されているトラックスケールで計量された総質量より空車質量及びコンテナ質量（計量証明事業登録事業者発行のもの）を差し引いた量を認定量とする。なお、実績数量に小数点第3位以下の端数があるときは、小数点第3位で四捨五入するものとする。

なお、中央水みらいセンター内設置のトラックスケールでも計量し、質量確認を行うこと。また、受注者は発注者が指示した場合、受注者の負担により各都道府県認可計量所において積載前後の計量を行い、計量証明書を発注者に提出すること。

2 処理に係る精算は、積載物の認定量に単価を乗じるものとする。

(使用車両)

第11条 本業務に使用する運搬車両は、10t車等とし、法による許可を受けた登録車両（受注者の産業廃棄物収集運搬業許可申請書に記載された登録車両）を使用すること。

なお、車検及び故障時等を考慮して、実質運搬可能な車両を必要台数確保すること。また、車両の整備及び洗車を常に行うこと。

2 落下及び飛散による廃棄物の流出防止（固形物・水分は問わず）及び臭気対策のために荷台部については、天蓋・パワーシート等で荷台全部を覆うことが可能であること。

(その他注意事項)

第12条 本業務を実施するにあたり、下記の注意事項に十分留意すること。

- (1) 使用車両の選定については、別紙図面を参考にし、産業廃棄物の搬出現場、関連施設、搬出状況等十分な下見及び検討を行うこと。
- (2) 産業廃棄物の発生状況により、積載量が満載に満たない場合の搬出もある。
- (3) 中央水みらいセンターの搬出量は、約10t/回である。
- (4) 産業廃棄物処分場への運搬は、原則、搬出日当日中に行い、場外での仮置きや積み替え等を行わないこと。
- (5) 受注者は、設備機器等の重大な事故・故障等により、中間処理・セメント資源化が長時間運転不能の場合、他の工場等によるバックアップが可能となる体制を整えておかなければならない。また、修理・点検等により、一時的に処理を中断する場合には、発注者にその旨を事前に書面をもって通知しなければならない。運搬についても同様とし、運搬・処理処分に支障があってはならない。
- (6) 中央水みらいセンターの汚泥積込み設備は、ポンプで配管圧送されるものを直接車両で受ける積込み方式の1方式2設備ある。(同時に車両2台の積込み可能であるが、3台目以降の積込み車両については待機が必要である) どちらの設備から積込むかは現場係員の指示に従うこと。また、配管圧送されるものを直接車両で受ける場合には臭気対策として消臭剤を噴霧している。
- (7) 運搬車両への積込みに要する時間は、約150分/回程度である。ただし、産業廃棄物の貯留設備、排出設備の不具合等により、積込みに時間を要する場合もある。※季節や設備の点検時期により時間は前後する。
- (8) その他問題が発生したときは、その都度発注者と協議し解決するものとする。

(事務手続等)

第13条 事務手続等については、次の各号に定めるとおり行うものとする。

- (1) 発注者は、収集運搬業務を必要とする場合は、数量、履行期間その他の必要な事項を記載した配車依頼書を作成し、受注者に交付するものとする。
- (2) 受注者は、配車依頼書に異議がない場合は、速やかに発注者に回答するものとする。
- (3) 受注者は、業務が完了したときは、翌月10日までに、業務の完了を証明する書類、完了届等を発注者に提出しなければならない。ただし、3月実施分については3月末日までに提出しなければならない。

(積算上の運搬距離等)

第14条 本業務における運搬車両の積算上の条件は次のとおりである。

なお、運搬距離は積算上用いたものを参考に例示したものであり、その距離内での処分場を限定するものではない。

また、発生場所から受注者の処分場までの運搬距離に相違があっても設計変更の対象とはしない。

発生場所	車両	高速料金	距離
中央水みらいセンター	10tダンプ車	5,848円/台	200kmまで

(その他)

第15条 その他の事項については次のとおりとする。

- (1) 本仕様書に記載なき事項は共通仕様書によるものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。
- (3) 本件については、大阪府都市整備部で定める単価契約積算基準を適用していいない。

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和8年 1月 19日

記入者

1	排出事業者	名称	大阪府北部流域下水道事務所	所属	中央管理センター	
		所在地	〒 567-0041 大阪府茨木市下穂積一丁目180	担当者	TEL	072-633-5031
					FAX	072-637-3510
2	廃棄物の名称	脱水ケーキ				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他		MSDSがある場合、CAS No.		
	■ 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。				
4	廃棄物の種類 ■ 産業廃棄物	■ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等				
	☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石棉等 ☐ 汚泥(有害)				
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ■ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンサルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()				
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当)				
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)				
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ■ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()				

9	有害特性 (有・ 無 ・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(℃) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(℃) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過氧化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(泥状) 臭い(汚泥臭) 色() 比重(0.6) pH () 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分(77.0%)
11	品質安定性	経時変化(有・ 無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	☐ 容器() ☒ 車両(パラ) ☐ その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・ 継続予定) (2,200) kg・ ① ・ $\frac{1}{24}$ ・m3・本・缶・袋・個/年・ (13ヵ月) ・週・日
15	特別注意事項 (有 ・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・臭気が強い、臭気が漏れない措置が必要

【参考】その他の情報

- ・サンプル等提供 (均一サンプル有 不均一サンプル有 サンプルの一部有 **サンプル無**・**写真有**)
- ・産業廃棄物の発生工程等

①R8.6～R8.11

下水流入水 → **下水処理工程** → 河川放流

汚泥 → **ベルトプレス脱水工程** → **乾燥機** → **溶融工程** → 溶融スラグ

汚泥 → **スクリーンプレス脱水工程** → **焼却工程** → 焼却灰

産業廃棄物(脱水ケーキ)

※溶融工程と焼却工程の同時運転は無し

①R8.12～

下水流入水 → **下水処理工程** → 河川放流

汚泥 → **遠心脱水工程** → **乾燥機** → **溶融工程** → 溶融スラグ

汚泥 → **スクリーンプレス脱水工程** → **焼却工程** → 焼却灰

産業廃棄物(脱水ケーキ)

※焼却工程の運転のみ

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

【含有量試験】

2025年10月28日

試験分析報告書

【含有量試験】

発行No 25222318

2025年10月29日

中央水みらいセンター 様

令和7年度中央水みらいセンター 環境分析業務

2025年10月14日受付の試料について試験した結果を下記のとおり報告いたします。

試料受付方法 採取

採取日時 2025年10月14日 13:26

	試験分析項目	試料名称	単位	中央水みらいセンター 脱水ケーキ		定量下限値	試験分析方法
1	アルキル水銀	mg/kg	<0.001			0.001	底質調査方法 (H24) II 5.14 .2 ガスクロマトグラフ法
2	総水銀	mg/kg	0.13			0.01	底質調査方法 (H24) II 5.14 .1 原子吸光法
3	カドミウム	mg/kg	1.1			0.05	底質調査方法 (H24) II 5.1. 4 ICP発光分析法
4	鉛	mg/kg	7.2			0.5	底質調査方法 (H24) II 5.2. 4 ICP発光分析法
5	有機りん	mg/kg	<0.1			0.1	環告第64号 付表1準拠
6	六価クロム	mg/kg	<0.3			0.3	下水試験方法準拠
7	ひ素	mg/kg	3.0			0.05	下水試験方法準拠
8	シアン	mg/kg	<0.1			0.1	下水試験方法準拠
9	PCB	mg/kg	<0.01			0.01	下水試験方法準拠
10	セレン	mg/kg	1.0			0.05	下水試験方法準拠
11	発熱量	kJ/kg	19850			160	下水試験方法準拠
12	発熱量	kcal/kg	4740			40	下水試験方法準拠
13	Al ₂ O ₃	mg/kg	7300			5	下水試験方法準拠
14	CaO	mg/kg	7100			5	下水試験方法準拠
15	MgO	mg/kg	2500			5	下水試験方法準拠
16	P ₂ O ₅	mg/kg	41000			5	下水試験方法準拠
17	K ₂ O	mg/kg	3500			5	下水試験方法準拠
18	二酸化ケイ素	mg/kg	25000			1	下水試験方法準拠
19	Fe ₂ O ₃	mg/kg	5700			2	下水試験方法準拠
20	Na ₂ O	mg/kg	440			5	下水試験方法準拠
21	ニッケル	mg/kg	25			5	底質調査方法 (H24) II 5.7. 4 ICP発光分析法
22	炭素	%	44.0			0.1	JIS M8813 準拠
23	水素	%	6.3			0.1	JIS M8813 準拠
24	窒素	%	6.1			0.1	JIS M8813 準拠
25	酸素	%	31.6			0.01	JIS M8813 準拠
26	硫黄	%	0.60			0.01	下水試験方法準拠
27	塩化物	%	0.17			0.01	下水試験方法準拠

試験分析報告書

発行No 25231944

【溶出試験】
環境庁告示第13号(S48)

2025年10月24日

中央水みらいセンター様

令和7年度中央水みらいセンター 環境分析業務

2025年10月14日受付の試料について試験した結果を下記のとおり報告いたします。

試料受付方法 採取

採取日時 2025年10月14日 13:26

試験分析項目	試料名称	単位	中央水みらいセンター 脱水ケーキ	定量下限値	試験分析方法
1	アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	0.0005	環告第59号(S46)付表3 ガスクロマトグラフ法
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	0.0005	環告第59号(S46)付表2 還元気化原子吸光法
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.001	0.001	JIS K 0102-3 14.5 ICP質量分析法
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	0.01	JIS K 0102-3 13.5 ICP質量分析法
5	有機りん化合物	mg/L	<0.1	0.1	JIS K 0102-4 7.2.3 ガスクロマトグラフ法
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.04	0.04	JIS K 0102-3 24.3.1 ジフェニルピクト吸光度法
7	ひ素又はその化合物	mg/L	0.058	0.001	JIS K 0102-3 20.5 ICP質量分析法
8	シアン化合物	mg/L	<0.05	0.05	JIS K 0102-2 9.3.2-9.6 流れ分析法(4-PCP発色)
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	0.0005	環告第59号(S46)付表4 ガスクロマトグラフ法
10	トリクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0005	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
11	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0005	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
12	ジクロロメタン	mg/L	<0.001	0.001	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
13	四塩化炭素	mg/L	<0.0005	0.0005	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.001	0.001	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0005	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0005	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	0.0005	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	0.001	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.001	0.001	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
20	ベンゼン	mg/L	<0.0005	0.0005	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース -GC/MS法
21	チウラム	mg/L	<0.0006	0.0006	環告第59号(S46)付表5 固相抽出-HPLC法
22	シマジン	mg/L	<0.0005	0.0005	環告第59号(S46)付表6第1 固相抽出-GC/MS法
23	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	0.0003	環告第59号(S46)付表6第1 固相抽出-GC/MS法
24	セレン又はその化合物	mg/L	0.008	0.001	JIS K 0102-3 26.4 ICP質量分析法
25	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	0.05	環告第59号(S46)付表7第3 ヘッドスペース-GC/MS法
26	pH	pH	5.5 (20°C)	—	JIS Z8802
	以下余白				

2025年11月5日

分析結果報告書

中央水みらいセンター 様

ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり報告致します。

測定媒体：汚泥
試料名：中央水みらいセンター 脱水ケーキ
試料区分：採取試料
分析期間：2025年10月20日 ～ 2025年11月4日
採取年月日：2025年10月14日 13:26
試料採取者：

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	1.3 ng/g	0.00033 ng-TEQ/g	平成4年厚生省告示第192号 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業 廃棄物に係る基準の検定方法

- 備考) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。
3. 毒性等量は、定量下限以上の値はそのままその値を用い、定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。
4. 本報告書の一部を複製する場合には弊社責任者の承認が必要です。

ダイオキシン類分析結果表

(2119-1)

化合物の名称等		試料名：中央水みらいセンター 脱水ケーキ				
		実測濃度	試料における	試料における	毒性等価	毒性等量
		(Cs) ng/g	定量下限 ng/g	検出下限 ng/g	係数	(TEQ) ng-TEQ/g
ポリ塩化ジベンゾフラン	1, 2, 7, 8-TeCDF	0.001 *	0.005	0.001	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDF	0.002 *	0.005	0.001	0.1	0
	TeCDFs	0.029	0.005	0.001	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	N. D.	0.005	0.001	0.03	0
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	0.001 *	0.005	0.001	0.3	0
	PeCDFs	0.018	0.005	0.001	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	N. D.	0.008	0.002	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	N. D.	0.009	0.002	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	N. D.	0.009	0.002	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF	0.002 *	0.008	0.002	0.1	0
	HxCDFs	0.008	0.008	0.002	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	0.003 *	0.008	0.002	0.01	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	N. D.	0.009	0.003	0.01	0
	HpCDFs	0.007	0.008	0.003	—	—
	OCDF	0.009 *	0.021	0.007	0.0003	0
Total PCDFs		0.072	—	—	—	0
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	1, 3, 6, 8-TeCDD	0.015	0.005	0.001	0	0
	1, 3, 7, 9-TeCDD	0.004 *	0.005	0.001	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDD	N. D.	0.005	0.001	1	0
	TeCDDs	0.025	0.005	0.001	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD	N. D.	0.005	0.001	1	0
	PeCDDs	0.012	0.005	0.001	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD	N. D.	0.008	0.002	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	N. D.	0.008	0.002	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD	N. D.	0.008	0.002	0.1	0
	HxCDDs	0.012	0.008	0.002	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD	0.020	0.008	0.002	0.01	0.00020
	HpCDDs	0.038	0.008	0.002	—	—
	OCDD	0.33	0.021	0.007	0.0003	0.000099
	Total PCDDs	0.42	—	—	—	0.00030
Total (PCDFs+PCDDs)		0.49	—	—	—	0.00030
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)	N. D.	0.006	0.002	0.0003	0
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	0.050	0.006	0.002	0.0001	0.0000050
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)	0.005 *	0.006	0.002	0.1	0
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)	N. D.	0.006	0.002	0.03	0
	Total ノオルト体	0.054	—	—	—	0.0000050
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)	0.008	0.006	0.002	0.00003	0.0000024
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)	0.45	0.009	0.003	0.00003	0.0000135
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)	0.16	0.008	0.002	0.00003	0.0000048
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)	0.019	0.006	0.002	0.00003	0.0000057
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)	0.023	0.006	0.002	0.00003	0.0000069
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)	0.087	0.006	0.002	0.00003	0.0000261
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)	0.021	0.006	0.002	0.00003	0.0000063
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)	0.007	0.006	0.002	0.00003	0.0000021
	Total モノルト体	0.78	—	—	—	0.000023
	Total (ノオルト体+モノルト体)	0.83	—	—	—	0.000028
Total (PCDFs+PCDDs+コプラナー-PCB)		1.3	—	—	—	0.00033

備考 1. 実測濃度中の*付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。

2. 実測濃度中の“N. D.”は、検出下限未満であることを示す。

3. 毒性等価係数は、WHO/IPCS (2006) のTEFを適用した。

4. 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出したものである。



安威川流域下水道
中央水みらい
センター

産業廃棄物
(脱水ケーキ)